

[事案 2021-164] 新契約無効等請求

・令和4年4月20日 和解成立

<事案の概要>

募集人に不適切な行為があったことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年8月に契約した組立型保険および同年9月に契約した医療保険について、告知義務違反により契約が解除されたが、以下の理由により、契約を無効にするか、解除を取り消してほしい。

- (1)被保険者が不在であるにもかかわらず、被保険者自署欄に代理人が署名するように指示された。
- (2)告知時、募集人に対して脱臼で通院した事実を伝えたが、告知対象外と言われたため、告知を行わなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、医療機関への受診について申立人から聞いておらず、不告知教唆はなかったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。